

令和7年第8回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年8月25日（月）午後2時12分から午後3時20分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	澤 田 一 成	出		7	林 昇	出	
2	小 川 隆	出		8	林 真由美	出	
3	小 島 保	出		9	栗 原 昇	出	
4	石 川 猛	出		10	松 永 貴 夫	出	
5	小久保 隆 義	出		11	新 井 雅 之	出	
6	浅 見 勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
12	齋 藤 文 夫	出		16	鹿ノ戸 健 次	出	
13	西 嶋 正 芳	出		17	人 見 武 男	出	
14	岡 野 幸 平	出		18	小 川 邦 雄	出	
15	中 島 昭 夫	出		19	岡 野 和 紀	出	

7. 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名

8. 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	岡田 全弘	主 任	赤 澤 結
次 長	小俣 千秋	主 事	蛭間 祐貴

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第7回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 林 昇

委員 林 真由美

11. 議決事項及び議事の要領

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件については、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数2名、年間従事日数250日となっています。

譲受人は市内にて約1.7haの農地を耕作しており、申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 入西地区 浅見委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、専業農家として農業に従事している方になります。また、譲渡人については、申請地は相続で所有することになった農地で、営農は行っておりません。仕事の都合で県外に移住し、後継者等もなく、坂戸市に戻ってくる予定は無いそうです。以前から譲受人に農地の管理をお願いしていたことから、今回の申請となったそうです。農地はしっかりと管理されており、譲り受けた後も問題なく耕作が行える状態です。

小委員会において譲受人が申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りと認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第30号については許可と決定します。

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。申請の事由については、駐車場・貸駐車場への転用となります。

今回の申請については、申請人が所有する土地を駐車場として利用できる状態にし、貸駐車場とするものです。利用者は近隣の保育園となっております。現在保育園が駐車場として利用している土地を所有者に返還する必要性が生じたため、新たに職員駐車場として利用できるよう、今回の申請となりました。

今回の申請地については、地目が宅地の部分も含んでおりますが、農地部分については事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1 番 入西地区 新井委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 申請地については、今年は大根の作付けを行っており、農地として管理されているのを確認しました。転用の必要性については、現在保育園が駐車場として利用するために借りている土地の返還を所有者から求められたため、早急に代わりの駐車場用地が必要になったことを相談された申請者が、自己所有の宅地と農地を併せて駐車場としての利用が可能と考えたため、今回の申請となったそうです。駐車場の出入り口を除いた外周をコンクリート壁で囲むことで土砂の流出を防ぐことで、近隣農地へ影響を与えずに済むと考えます。

小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第31号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第31号は、許可相当と決定します。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに1番から5番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、住宅の土留めブロックを追認申請するものとなります。

今回の申請については、譲受人の住宅の外構、土留めブロックが、隣地農地に越境していることが最近判明したとのことです。30年以上前に住宅を建築した際、土留めブロックが隣接農地へ誤って越境して設置されてしまったことが要因と考えられ、最近まで越境していることを認識していなかったとのことです。

現状では農地法違反の状態となるため、是正についての相談を県へ行ったところ、本来であれば土留めブロックを撤去するべきだが、撤去することで住宅の進入路へ土砂が流出するなどの被害が生じることが考えられるため、撤去は容易ではなく、追認はやむを得ないとの回答があったため、今回の追認申請となりました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準では、追認のため新たに実施する工事等はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請地については、地目が宅地の部分も含んでおりますが、農地部分の現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番、2番 三芳野地区 栗原委員
3番～5番 勝呂地区 岡野幸平推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番及び2番案件については、譲渡人が同じため、併せて説明いたします。今回の申請地は3名による共同名義の土地となっており、相続によって譲り受けたそうですが、3名とも営農はしないことから、貸付け地としていたそうです。申請地の隣地は昨年の12月に審議され、転用が許可されましたが、今回の2番案件の申請地は道路付けがなく、転用許可済みの土地と1番案件の土地を通過することで畑を利用していたそうです。そのため、土地の進入路を確保する観点からも含め、1番と2番の案件は一緒に申請されることになりました。近隣農地への影響は特にないと考えます。小委員会としましては、転用はやむを得ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 3番案件については、譲渡人の自宅の外構が、隣接する農地に越境している事実在最近気が付いたことにより、今回の申請となりました。現在の外構を撤去すると、隣地に土が流出してしまう影響が考えられることから、撤去せずに追認での対応が望ましいとの判断となりました。

小委員会といたしましても、協議した結果、追認はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

4番案件については、譲渡人は高齢で、自宅付近の農地で自家消費用の野菜を作るので精一杯との話でした。そのため、今回の申請地では耕作を行っておらず、子どもは会社勤めで農業を今後も行う予定はないことから、今回の申請となりま

した。

周囲は転用が許可され、住宅が建ち始めており、近隣農地への影響はないと考えられます。小委員会で協議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

5 番案件については、先月も土地の一部が議案として取り扱われましたが、昨年から複数回、申請が出されている場所になり、今回の申請の隣接地は全て、許可済みとなっております。譲渡人は高齢で、遠方に住んでおり、農業経験もなく、後継者もいないことから、農地を手放すこととなりました。

隣地は既に農地ではないことから、周囲への影響もないと考えます。小委員会で協議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 1 番から 5 番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、続いて 6 番から 8 番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

6 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、農地として適正に管理されていることを事務局で確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用と

なります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
6番 坂戸地区 松永委員
7番、8番 入西地区 人見推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 6番案件については、譲渡人は何度か転用の申請が行われた農地の所有者になります。今回の申請地については相続で譲り受けており、十何年来、作付けが行われていない状態でした。譲受人の話によると、近隣の住民からトラクターの騒音に関する苦情等があったこと、土が赤土で、耕作を行うには不向きだったことなどもあり、耕作が困難な状態だったため、作付けが長年行われていなかったそうです。

小委員会ではやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

委 員 7番案件については、今年の1月と6月に審議いただき、許可済みとなった土地の隣地となります。申請地は長い間耕作は行われず、草刈り等を行うことで管理している状態でした。譲渡人に後継者はなく、体調も思わしくないことから今後の耕作も望めないため、農地を手放すこととしたそうです。

小委員会としましても、近隣農地への影響はないと思われることから、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

8番案件については、今年の4月に審議いただき、許可済みとなった土地の隣地となります。譲渡人は高齢で、長い間耕作は行わず、草刈り等で管理を行っている状態でした。年を重ねるごとに管理も大変になり、後継者もないことから、農地を手放すこととしたそうです。小委員会としましても、近隣農地への影響はないと思われることから、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 6番から8番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第32号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第32号は、許可相当と決定します。

議 長 報告第8号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第8号ですが、7月の専決処分は、農地法第3条の3の届出4件、農地法第5条の農地転用届出2件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第8回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年8月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員